老人福祉法の届出をお願いします。

以下に挙げるものについては、老人福祉法に基づく届出も必要となる場合があります。介護保険法に基づく届出とあわせて、忘れずにご提出ください。

<対象となる事業・施設>

- <刈家になる事果・肥政/		
老人居宅生活支援事業	①老人居宅介護等事業	・訪問介護・専門型訪問サービス(第一号訪問事業)・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護
	②老人デイサービス事業 (右のサービスのうち、特別養護 老人ホーム等の設備の一部を供 用して行うもの) ③老人短期入所事業 (右のサービスのうち、特別養護 老人ホーム等において行うもの)	・通所介護・地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス(第一号通所事業)・(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)短期入所生活介護
	④小規模多機能型居宅介護事業⑤認知症対応型老人共同生活援助事業⑥複合型サービス福祉事業	・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
老人福祉施 設	⑦老人デイサービスセンター (右のサービスを目的とする施設) ⑧老人短期入所施設 (右のサービスを目的とする施設)	・通所介護・地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス(第一号通所事業)・(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)短期入所生活介護
	⑨養護老人ホーム⑩特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設地域密着型介護老人福祉施設

<必要な届出>

変更届

以下の変更の際に提出(【 】は対象の事業・施設 前ページ参照)※⑨⑩は変更前にあらかじめ提出が必要)

- ・事業の種類及び内容【①~⑥】
- ・法人の名称及び主たる事務所の所在地【①~⑥】
- ・条例、定款その他の基本約款【①~⑥】
- ・職員の定数及び職務の内容【①~⑩】
- ・主な職員の氏名及び経歴(管理者・施設長・サービス提供責任者・計画作成担当者・介護支援専門員を対象とします)【①~⑧】
- 事業を行おうとする区域【①~⑧】
- ・ 当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称 【②~⑥】
- ・ 当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の種類【②、③】
- ・所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員【③~⑥、⑧】
- ・施設の名称、種類及び所在地【⑦~⑩】
- ・建物の規模及び構造並びに設備の概要【⑦~⑩】
- ・土地又は建物に係る権利関係【⑨、⑩】

廃止届

休止届